

# 愛知県環境審議会水質部会（令和元年度 第3回）会議録

## 1 日時

令和2年2月6日（木）午前10時から午前11時11分まで

## 2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

## 3 出席者

### （1）委員（12名）

松尾部会長、井上委員、安田委員、渡邊委員、神野専門委員、田中専門委員、吉田（民）専門委員、富田特別委員（代理：東海農政局農村振興部 農村環境課長）、岩田特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）、勢田特別委員（代理：中部地方整備局 環境調整官）、勢良特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部 環境防災課長）、秀田特別委員（代理：中部地方環境事務所 環境対策課長）

### （2）事務局（14名）

（愛知県環境局）小野技監

（水大気環境課）佐藤課長、宮本主幹、松下課長補佐、木村課長補佐、重留主査、嶋田主査、梅本主任、加登技師

（環境調査センター）河合水環境部長

（関係者）4名

## 4 傍聴人等

傍聴人3名

報道関係者1名

## 5 議事

- ・会議録への署名は、井上委員、安田委員が行うこととなった。

### （1）諮問事項

生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて

- ・「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（案）」に対する県民意見の概要と県の考え方（案）

（事務局による説明）

<質疑応答>

#### 【井上委員】

今回の見直しにあたり、パブリックコメントを実施したが、このパブリックコメントの中に、今後のことについて意見があると思う。次回にどのように見直すのか、何年後に見

直すのか、あるいは、今のやり方では5年間上位類型を満足していれば非悪化の原則で、その上位類型に見直すとなっているが、それを5年後あるいは10年後に行うのか。それとも、今回で見直しが一巡したと思うので、その後は基準を満たしたところは検討して、その機会に見直しをすとか、何かしらルール作りをして明らかにする、あるいは検討してもらった方が良いと思う。

**【事務局】**

今回の見直しについては、平成27年から28年に方針を決めて、国のルールに従ってルールを設定し、5年間上位類型を達成したら見直すというルールで行ったが、次回に見直すタイミングや見直す時のルールは、今回の見直しで頂いたご意見や、また、国のタイプの引き上げとかの新しい考え方、そういったものを参考にしながら、タイプの引き上げの考え方や何時に見直すかというのを今後は検討していきたい。

**【松尾部会長】**

同じような意見は、ここだけではなくて、これまでの水域類型の見直しの中でも出ていたと思う。お答えいただいた方向で検討して欲しい。

**【田中専門委員】**

8番と17番の質問に関して、「見直し案を作成しました」というような書き方をしているが、このことに関しては裏付けがないと不親切かと思う。もし、それらが公表できるのであれば、このような資料だとか、公表できないのであれば非公表ということ、しっかり書いた方が回答としては親切になると思う。

**【事務局】**

8番、17番だが、関係市や河川の管理している機関と調整し、今回のタイプの引き上げのルール、タイプの見直し案を示した上で照会し、頂いた意見を調整あるいは参考として、今回の見直し案となっている。今回の資料1はパブリックコメントの結果だが、見直し案としては、資料2の報告案という形で作成している。

**【事務局】**

ここで言っている見直し案というのは、今回の水域類型の見直しの案ということで、これは関係市や河川の管理者と調整した上で、案を作って部会に諮問しているということになる。

**【渡邊委員】**

パブリックコメントでは、基本的には見直しについてと、全般的な水質に対する環境整備、対策を求めている。水質部会で検討していることは、水域類型の見直しであって、具体的な水質対策の実施を求められていることに対しては、そこまでの対策や検討の部会ではないことを明確にされた方が良いと思う。そこが微妙にずれている気がする。

例えば16番の中で、新たな流域水循環計画の策定を進めていく予定ということで、対

策についての明確な回答だが、それ以外では求められている対策に対して、この水域類型の見直しについての回答を返しているだけなので、どこまで水質部会が担当しているかということを確認しないと、ずれている感じがする。

**【事務局】**

パブリックコメント自体が、今回の水域類型の見直し案に対するパブリックコメントということで、水質対策等をパブリックコメントとして求めているわけではなかったということはある。また、水質対策としては建設局とか農業水産局とか環境局も含めて関係するところになり、パブリックコメントの中で答えることができないところもある。

- ・水質環境基準の水域類型の見直しについて（報告案）  
（事務局による説明）

<質疑応答>

**【松尾部会長】**

確認だが、前回の水質部会で説明のあった見直し案と変わったのは、先ほどのパブコメの1番の指摘である大千瀬川の40ページの箇所のみで、他には特に変更はないか。

**【事務局】**

先ほどの大千瀬川以外では、資料2の各流域の説明、例えば28ページの(4)の水域類型の見直し案の箇所に変更がある。前回の案では下水道の今後の対策として、下水道の整備を記載していたが、名古屋市内水域においては下水道の整備はすでにほぼ完了していることから、合流改善や高度処理等の導入といった施策として、「下水道の整備」という表現を「下水道施設の機能強化等の施策により」という表現に変えている。また、11月に意見があった概要版の地図で番号抜けを修正した。

**【井上委員】**

概要版の表1だが、今回の見直しではEタイプの2つの水域は見直しを行えなかった。今回は3つのDタイプがCタイプに上がったが、Eタイプをなくすような対策が取れるなら、EタイプやDタイプの水域について重点的に施策等を推し進めて、愛知県内の河川は全部Cタイプまでになれるような対策をしてもらえると嬉しいと思う。今回の報告案とは少し関係ないけれども。

**【松尾部会長】**

今回決めたルールでは水域類型の見直しできなかった水域について、それは現状を容認するわけではないということだと思う。やはりランクアップを目指して、水質改善に取り組む必要があるという意見だと思う。

【富田特別委員：代理 東海農政局農村振興部 農村環境課長】

事務局の説明にあった名古屋市内の水域の類型見直し案では、「下水道施設の機能強化等」とまとめられているが、最後の 37 ページの天白川だけ機能強化の記載ではない。何か理由があるのか。

【事務局】

天白川水域は、名古屋市東側にあり下水道整備が遅かったため、分流式下水道で整備されている。また、天白川流域ではまだ未整備地域があるため、合流式改善等の「下水道施設の機能強化等」ではなく、「下水道整備等」と記載している。

【松尾部会長】

特に他に発言もないようなので、いくつか意見があったが、この報告案については特段の修正意見もないため、本日示された報告案を部会報告としてよろしいか。それでは、特に意見もないようなので、資料 2 の報告案を部会報告とします。

それでは、ただいま取りまとめた結果を環境審議会に報告することになるため、部会報告する際の文案を配布してください。

・部会報告する際の文案

(事務局による説明)

<質疑応答>

【松尾部会長】

特に異存がなければ、ただいま配布した文案に、資料 2 及びその資料編を添付して部会報告としたいと思うが、よろしいか。特にご発言ないので、これをもって部会報告とします。

(2) 報告事項

2020 (令和 2) 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

(事務局による説明)

<質疑応答>

【神野専門委員】

1 ページ目で、春日井市所管 1 地点でノニルフェノール、LAS の調査回数を 1 回から 2 回に増やすとあるが、これは測定回数を増やすべき蓋然性があるという理解でよろしいか。

【事務局】

春日井市の測定回数について、ノニルフェノールと LAS は生活環境項目で、平成 25～

26年頃に新しく追加された項目になる。春日井市としても年1回の測定では季節的な変動も見られないため、年数回の測定を計画していたが、予算的な都合もあり、年1回となっていた。しかし、予算等の都合がつき年2回に増やすこととなった。

**【安田委員】**

底層溶存酸素量で愛知県所管の1地点を増やす、名古屋市の4地点を追加するというのは、何か理由はあるのか。

**【事務局】**

底層溶存酸素量（底層D0）は、平成28年ごろに新しく生活環境項目に追加された。海域や湖沼において、底層の溶存酸素量の不足が、水生生物に良くないということで新しく環境基準が設定された。今回の諮問事項で審議いただいたように、生活環境項目の環境基準の評価では各水域を区分して、水域ごとに類型を決めるという方法になるが、底層D0は類型と基準値の関係は定まったが、この水域をこういった類型にするという、類型の当てはめが全国的にも進んでいない状況となっている。

今までも予備的な測定はしていたものを、しっかりとデータを取り、現状を把握していくため、測定計画に追加した。

**【井上委員】**

1ページの下、「2～12回/年から1～4回/年の調査へ測定頻度を減じる」という箇所について、2ページの健康項目の表の一番下の「過去10年間検出されていない項目は調査頻度を減ずることができる」と3ページの特種項目の表にも同様の記載があり、これらに基づいていると思う。しかし、1ページのところは「報告下限値未満だったため」になっているが、2ページと3ページの注では「検出されていない項目は」になっている。今の表現では多分検出はされていると思うが、「検出されていない」という表現よりは「報告下限値未満の項目は」の方が良いのかと思う。

**【事務局】**

2ページと3ページの方は、検出という表現となっているが、実態としては報告下限値で値を整理しているため、こちらも報告下限という表現の方が正確だと思うため、修正を考えたいと思う。

**【松尾部会長】**

報告下限値というのは少し変な言葉だと思うが、むしろ検出下限値ではないのか。

**【事務局】**

健康項目では多くの物質があり、物質によっては環境基準値が厳しく見直されることがある。基準値が変わると報告下限値も変わる場合がある。分析の立場からみれば、最近の分析装置は性能が向上しているため、値としても検出はされるが、統計上は環境省に公共用水域のデータを報告しており、その際は環境基準の基本的には10分の1という値を

報告下限値として値を整理しており、そういう表現になっている。

【松尾部会長】

報告下限値という言葉があるわけか。

【事務局】

そのとおりである。

【松尾部会長】

私からのお願いだが、1 ページ目で愛知県所管の 1 地点とか名古屋市所管の 4 地点と書いてあるが、場所が分からない。せめて、愛知県のどこの川の 1 地点か、どの川で測定の重点化を図っていくのか、あるいは、どの川で簡略化を図っていくかを、できれば明記した方がわかりやすいと思う。愛知県所管の 1 地点、国交省所管の何地点との記載では場所が分からない。

【事務局】

今回は変更する地点や項目が多かったこともあり、このような形でまとめたが、今後は各地点の河川、海域の名称や測定の状況をどう変えるかというのを示していきたいと思う。

【松尾部会長】

ぜひ場所を分かるようにお願いしたいと思う。

【松尾部会長】

私からもう 1 点、地下水でメッシュ調査をしているが、調査地点がないメッシュがいくつかある。全てのメッシュに調査地点を置いているというわけではないのか。

【事務局】

ローリング方式で毎年順番に調査しているため外れる時がある。

【松尾部会長】

2020 年度は示された図の地点で行うということで、全くそこに調査地点がないわけではないということで、分かりました。

(3) その他

【松尾部会長】

その他について、事務局から何かございますか。

【事務局】

特にございません。

**【松尾部会長】**

全体を通じまして委員の皆様から何か発言ございますか。よろしいか。それでは、本日の議事につきましては、これをもちまして終了いたします。委員の皆様方には、議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。